

会派代表質問

政 真 会

国や県の支援をチャンスに、
率先垂範な営業活動で企業誘致を

猪崎 紀人 議員



○企業誘致について

問 地域未来投資促進法により、地域の特性を生かした事業を地域経済牽引事業と位置づけ、市街地調整区域の開発許可や、税制優遇措置など、様々な支援策があります。この地域未来投資促進法を活用した企業誘致を行っていますか。

答 千葉県は、地域未来投資促進法に基づく第2期基本計画を策定し、千葉県全域が促進区域に指定されていますので、本市に進出する事業者も、地域未来投資促進法に基づく各種支援措置の活用が可能です。しかし本市では、現在、当該計画に関連した誘致活動は行っておりません。

問 本市の企業誘致奨励金制度の交付状況は。

答 現時点で1件のみです。

問 企業誘致は、民間企業で考えれば営業活動が最も重要と考えますが、企業誘致の営業活動として、どのような営業計画を策定し、何件企業訪問を行っていますか。また、企業誘致のための情報収集は。

答 本市にはみどりが丘市有地以外に企業誘致が可能な市有地がなく、積極的に誘致活動を進めることが難しい状況です。そのため現時点では、直接企業を訪問するなど、誘致活動は行っておりません。

問 企業立地に成功した地方自治体を見ると、トップセールスをせずに成功は殆どありません。本市の市長はどのようなトップセールスをされましたか。また、市長は企業誘致をどのように考えていますか。

答 企業誘致については、雇用機会の創出や法人市民税、固定資産税など、安定した税収の確保につながるなど、地域経済全般にわたり相乗的

な波及効果が期待されるものと考えています。国道128号の4車線化や圏央道の全線開通といった、将来的な交流圏の拡大を見据え、企業が進出しやすい環境の整備に取り組むとともに、私自身もこれまで以上に企業と直接対話する機会を持つよう努力し、本市への企業誘致につなげていきます。

問 農業のフランチャイズを行う大規模農業法人など、農業法人の誘致は考えていますか。

答 農業法人の誘致は現在、特段の活動は行っておりませんが、市内で営農している集落営農組織などの法人化に向け、支援を行っています。これまでの法人化の支援を継続するとともに、市外の農業法人に対する誘致活動も調査研究します。

○農業政策について

問 農家の後継者不足の対策は。

答 農業に関心を持つ新規就農者など、新たな担い手の育成や、担い手への農地の利用集積、集約化の推進など、農業経営基盤の強化を図っています。

問 スマート農業推進について、現状どのような状況ですか。

答 本市農業者によるスマート農業技術の導入は、施設園芸用ハウス内の温度調整など、栽培環境の最適化を図る環境モニタリング装置や、ドローンを活用した農薬・肥料散布などに取り組んでいます。

問 スマート農業推進には、国からも様々な補助事業がありますが、補助金の情報提供や申請のサポートなどは行っていますか。

答 導入を検討されている農業者に、補助事業を活用するため情報提供や、計画作成などの支援を行っています。

問 今年には特にジャンボタニシの被害が大きいと聞きますが、ジャンボタニシに対する被害防止対策やサポートはありますか。

答 ホームページにおいて、防除対策マニュアルの周知に努めるほか、農家組合など農業者団体を対象に、千葉県の補助事業を活用した支援をおこなっています。

○環境問題について

問 千葉県の令和3年度のPFAS(有機フッ素化合物)調査で、本市細草の地下水より暫定指針値の50ng/Lに近い41ng/Lの数値が計測されています。ところが令和4年度調査では細草は除外され、計測していません。再調査が必要ではないでしょうか。

答 水道水を供給している九十九里地域水道企業団では、全ての施設で基準値を下回っています。細草の地下水の数値も、暫定指針値の基準値を下回っているため、千葉県は次回令和7年度に調査予定です。

その他、地球温暖化対策実行計画の進捗、食品ロス削減ターゲット、野焼きの許容範囲、不法投棄防止策について質問しました。

関連質問

森 建二 議員



○企業誘致について

問 企業誘致。固定資産の投下と労働場所を提供する事は大きな税収に繋がる。問合せ、対応状況は。

答 令和5年度の相談件数が7件。資材や車両置場、アウトドア施設、子育て支援施設、技能訓練場等に関するものです。今年度は2件。高齢者施設、サッカー場の整備に関するもの。多くがみどりが丘市有地の一部利用の希望で、有効活用に繋がり難く周辺の住環境・教育環境への配慮から誘致には至っていません。

問 市内には整備された工業団地がない。営業のためにはどれだけ網を広げるかなんかと思う。私も旅行会社で25年間営業企画をした。民間企業は生き残るために必死。現在の市も生き残りをかけた誘致営業が課題。次に都市計画法に基づく区域区分、いわゆる市街地調整区域の「線引き」。廃止又は解除できないのか。

答 昭和48年に建設大臣の指定を受け、昭和58年に市域の一部、平成元年に市の全域に区分指定を行いました。平成12年に都市計画法が改正、県が都市計画区域マスタープランの方針を示す事となった。本市の人口は減少中だが世帯数が増加傾向にある事から区域区分を継続する、との方針が示された。市では平成28年1月「市街地調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準」を策定、大網駅周辺や国道128号沿道など、市街地調整区域に土地所有者や事業者の提案による地区計画を決定する事で商業業務施設等の立地を可能としています。更に令和4年4月に千葉県から開発行為の許可に関する事務等の権限移譲を受け、土地利用の促進に努めています。

市街地調整区域であっても企業誘致ができる。強く発信しましょう。

問 次に大網白里スマートIC周辺。スマートIC周辺は土地利用規制により開発整備は難しい。その他国道128号及び県道千葉大網線沿道エリアにつき「地域未来投資促進法」に基づく土地利用調整制度の活用方法と併せて研究して参ります。

問 ぜひ企業立地・誘致、デベロッパーへの営業を行って頂きたい。成田市を見習い、民間との連携も視野に。線引きの見直しについても、私たちが関東のファーストペンギンになれるよう、考えて参りましょう。

※その他、環境問題(環境対策給付金、市の脱炭素活動)、観光政策(海水浴場の現況、観光の通年化)について問い質しました。

個人質問

入札参加制度について

岡田 憲二 議員



問 本日私は、市民の皆様より我々に与えられました二元代表制の本旨に基づいた質問をします。それでは令和4年5月に制限付一般競争入札参加資格要件設定基準を改正したことについて伺います。

内容はいかなるものか、また、改正した根拠について伺います。

答 本市の入札では、土木一式工事、建築工事、舗装工事の3つの工種ごとに、それぞれ発注金額の高い順からA、B、Cの区分で登録されている業者が入札に参加できる仕組みとなっている。質問の本市における制限付一般競争入札参加資格要件設定基準については、近年の発注状況を勘案し、令和4年5月に改正したところです。具体的な改正内容について、土木一式工事を例にお答えすると、従来、発注金額が600万円以上1200万円未満の工事については、格付がA又はBである業者が参加が可能とされていたが、これを300万円以上1200万円未満に見直しを行なったもの。次に改正の目的は、令和2年に策定した財政健全化に向けた緊急的な取組みに着手して以降、本市が発注する工事設定額の規模が縮小し、市内業者間での入札参加機会のバランスが偏ってきたため、市内業者間での入札参加機会の均衡を図るとともに競争性を確保する目的に、市内の入札参加資格委員会にも諮りながら見直しを行なったところ。入札参加資格委員会に諮って見直しを行なったということですが、それならば会議録がありますね。

その会議録は閲覧できますか。

答 大網白里市情報公開条例に基づく公開は可能です。

問 今回この質問するに当たり、市建設業協会、市建設業災害対策協力会等複数の方々と面談し調査した結果を質問しているが両組合員等しく話してくれたことがあった。それは、市建設業協会の会長より会長印の押されたこのことに関する要望書が市に提出されていた、ということであったが事実でありますか。

答 要望書は令和4年4月11日に受領いたしました。

問 実際そういうことはあったということですね。それではこの基準を改正するということが、改正の内容を建設業協会、災害対策協力会の皆様に説明いたしましたか。

答 市の入札制度の見直しのため事前に業者に対する説明はしていない。業者にとってはこれほど重大な基準改正を当事者たる業者に対し相談もしない、意見も聞かないで、いきなり改正を実施したことは明らかに行政側の不作為だと私は思っている。行政としてはあつてはならないことではないか。改正により不利益を被った事業者はいなかったのか。

答 市内業者の入札機会の均衡が図られたと考えている。

問 私が聞いた業者は以下の話をしてくれた。それは、改正前はなかったことが現在起こっている、同じ協会員、同じ協力会員同士がたまたま合っている。何とも情けないのが現状。現在はAクラスの独壇場である300万円以上の参加業者が増加したため参加業者は必然的に増え、結果はたたき合い。300万円以下の入札は年間4本か5本。Cクラスは皆本当に困っているとのこと。この実例に鑑み令和4年に改正した現行基準をさらに改正するべく検討を進めることを強く要望して終わります。